公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第８７４号
広島市安佐南区大塚西３丁目８番15―15号
債務者　エンジェルホーム有限会社
代表者取締役　木原　三嘉
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二國　則昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午前11時
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３２７号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目12番１号
債務者　株式会社フジエンジニアリング
代表者代表取締役　藤川　博康
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山浦　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月28日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３２８号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目12番１号、商業登記簿上の本店所在地大阪市住之江区粉浜３丁目４番24号
債務者　株式会社藤建
代表者代表取締役　藤川　博康
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山浦　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月28日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６号
群馬県前橋市朝日町３丁目25番９号
債務者　株式会社丸美
代表者代表取締役　杉木　良彦
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　勇樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月11日午前10時
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２３１４号
横浜市都筑区仲町台５丁目２番11―104号
債務者　株式会社サニーガーデン
代表者代表取締役　伊藤徹二郎
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　康一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月12日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６５号
兵庫県伊丹市鴻池６丁目22番２号
債務者　株式会社ランドエージェンシー
代表者代表取締役　天野　行規
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三木　麻鈴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午前11時
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第３８６号
岐阜県本巣市佐原122番地の１
債務者　浅野産業株式会社
代表者代表取締役　浅野　隆男
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幅　　隆彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午前10時20分
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３号
鹿児島県霧島市国分清水４丁目29番11―７号
債務者　船盛建設株式会社
代表者代表取締役　船盛三喜夫
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福元　紳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後１時30分
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４５号
長崎県南島原市北有馬町甲396番地
債務者　有限会社橘タクシー
代表者取締役　山村　秀明
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大田　真和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月22日午後１時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第３６８号
宮崎市祇園２丁目91番地２
債務者　株式会社ピンナップカンパニー
代表者代表取締役　是永憲一郎
1　決定年月日時　平成28年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　卓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月22日午前10時
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３６９号
宮崎市大字本郷北方2554番地47
債務者　株式会社スタンク
代表者代表取締役　是永憲一郎
1　決定年月日時　平成28年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　卓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月22日午前10時
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前2250番地18
債務者　市村　雅昭
1　決定年月日時　平成28年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前2250番地18
債務者　市村登與子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４７５号
岡山市北区御津野々口1366番地、旧住所岡山市北区田中102番地103アスク田中201号
債務者　花房　広和
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　頓宮　尚公
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４９１号
岡山市北区表町３丁目６番21号小林ビル３階Ａ
債務者　鴨　　伸治
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑島　幹雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３５号
佐賀県鹿島市大字音成乙479番地５
債務者　峰松　孝春
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼橋　正敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月16日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部